

小千谷市制度融資等一覧表

《市制度融資》

下記の融資を受けた事業者へ信用保証料の補給を行います。

(令和7年4月1日現在)

制度名	融 資 対 象	貸付限度額	資金使途	貸付期間・返済方法	年利率	担保保証人	信用保証料	取扱金融機関
小千谷市 地方産業 育成資金	1 新潟県内で1年以上継続して同一事業を営む中小企業者 2 市内に住所または事業所を有する中小企業者 3 県税を完納していること	1,000万円	運転資金	■5年以内の月賦返済（うち据置期間6か月以内） または6か月以内の一括返済	信用保証付 (責任共有無) 1.85% (責任共有有) 2.05% 信用保証無 2.35%	取扱金融機関の 定めによる	県信用保証協会の 定めによる。 50%市補給	新 潟 県 信 用 組 合 小 千 谷 支 店
			設備資金 (土地取得除く)	■7年以内の月賦返済（うち据置期間6か月以内） または6か月以内の一括返済				
小千谷市 中小企業 振興資金	1 市内に6か月以上住所（個人事業主の場合は代表者の住所、法人の場合は事業所の所在地）を有し、店舗または工場を有する中小企業者 2 市税を完納していること	2,000万円	設備資金 (土地取得除く)	■7年以内(うち据置期間2年以内) 月賦返済 信用保証付 1.65% 信用保証無 2.15% ■10年以内(うち据置期間2年以内) 月賦返済 信用保証付 1.85% 信用保証無 2.35%		取扱金融機関の 定めによる	県信用保証協会の 定めによる。 100%市補給	(株)第四北越銀行 小千谷中央支店 (株)第四北越銀行 東小千谷支店
小千谷市 中小企業 振興高度 化資金	小千谷市中小企業振興資金を利用する、市内中小企業者	1,000万円	設備資金 (土地取得除く)	■7年以内(うち据置期間2年以内) 月賦返済 信用保証付 1.65% 信用保証無 2.15% ■10年以内(うち据置期間2年以内) 月賦返済 信用保証付 1.85% 信用保証無 2.35%		取扱金融機関の 定めによる	県信用保証協会の 定めによる。 50%市補給	(株)第四北越銀行 小千谷支店
小千谷市 中小企業 経営安定 資金	1 市内に6か月以上住所（個人事業主は代表者の住所、法人の場合は事業所の所在地）を有し、店舗または工場を有する中小企業者 2 市税を完納していること	1,000万円	運転資金	■5年以内(うち据置期間1年以内) 月賦返済 信用保証付 1.55% 信用保証無 2.05% ■7年以内(うち据置期間1年以内) 月賦返済 信用保証付 1.75% 信用保証無 2.25%		取扱金融機関の 定めによる	県信用保証協会の 定めによる。 100%市補給	(株)第四北越銀行 片貝支店 (株)大光銀行 小千谷支店
小千谷市 中小企業 ものづく り研究開 発資金	1 市内に6か月以上住所（個人事業主は代表者の住所、法人の場合は事業所の所在地）を有し、店舗または工場を有する中小企業者 2 新製品・新技術等を研究又は開発し、生産性の向上を図ろうとする中小企業者 3 市税を完納していること	3,000万円	運転資金 設備資金 (土地取得除く)	■10年以内(うち据置期間2年以内) 月賦返済 信用保証付 1.35% 信用保証無 1.85%		取扱金融機関の 定めによる	県信用保証協会の 定めによる。 ・学術機関との連携による場合は、 100%市補給 ・それ以外の場合は、 50%市補給	長岡信用金庫 小千谷支店

<<県制度融資>>

下記の融資を受けた事業者へ信用保証料の補給を行います。

(令和7年4月1日現在)

融資名	融資及び保証料補給対象	貸付限度額	資金使途	貸付期間・返済方法	年利率	信用保証料	市内の相談金融機関
新潟県小規模企業支援資金	1 新潟県内で1年以上継続して同一事業を営む小規模事業者 2 小千谷市において引き続き6か月以上事業を営む者 3 市税及び県税を完納していること	(小口零細保証) 2,000万円 (一般保証) 1,000万円	運転資金	■7年以内の月賦返済 (うち据置期間1年以内)	※すべて信用保証付き ・小口零細保証 (責任共有対象外) 7年以内 1.70% 7年超10年以内 1.90% ・一般保証 (責任共有対象) 7年以内 1.90% 7年超10年以内 2.10%	県信用保証協会の定めによる。 100%市補給	新潟県信用組合 小千谷支店 (株)第四北越銀行 小千谷中央支店 (株)第四北越銀行 東小千谷支店 (株)第四北越銀行 小千谷支店
			設備資金	■10年以内の月賦返済 (うち据置期間1年以内)			
			借換資金	■7年以内の月賦返済 (うち据置期間1年以内)			
新潟県セーフティネット資金	連鎖倒産防止枠	1 小千谷商工会議所において、倒産企業等に対する債権額及び取引額の認定を受けている中小企業者 2 小千谷市において引き続き6か月以上事業を営む者 3 市税及び県税を完納していること	3,000万円 (債権額の範囲内) 重症	運転資金	■7年以内の月賦返済 (うち据置期間1年以内)	※すべて信用保証付き 7年以内 1.80%	県信用保証協会の定めによる。 債権回収不能に相当する額を市が補給 (株)大光銀行 小千谷支店 長岡信用金庫 小千谷支店

【問い合わせ先】 小千谷市商工振興課
 83-3556

新潟県信用保証協会長岡支店
 35-5714

各小千谷市制度融資取扱金融機関